

地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度 (HP)

リーダー登録のための士会指定事業

『地域包括ケアシステムに関する推進リーダー』の役割を考え、必要と思われる士会活動を以下のように指定しました。士会行事の参加・士会総会の参加・士会活動の運営、地域活動に関ることが主な内容となります。

(1) 士会活動・事業

- ① 東京都理学療法士協会総会の出席 (27年度より)
- ② 理学療法週間に関する行事『理学療法フェスタ』の運営・参加(広報局外宣部)
- ③ 「介護のコト 体験フェア」の企画・運営(保健・福祉局老人福祉部)
- ④ 健康祭り・福祉祭りのリハビリ相談、体力測定等参加(保健・福祉局健康増進部)
- ⑤ 訪問リハビリテーション実務者研修会企画・運営(保健・福祉局)
- ⑥ 地域包括ケアシステム関連研修会等企画・運営(地域包括ケア推進委員会)
- ⑦ 介護者教室等の講師(東京都理学療法士協会から依頼したものに限り)
- ⑧ 国際福祉機器展 企画・運営・参加(渉外局渉外部)
- ⑨ キッズフェスタ(子どもの福祉機器展) 企画・運営・参加(保健・福祉局小児福祉部)
- ⑩ 障がい児に関する保護者・他職種向け講習会 企画・運営(保健・福祉局小児福祉部)
- ⑪ 国体の運営や選手サポート(スポーツの理学療法委員会)
- ⑫ 介護予防事業(士会から依頼したもの)
- ⑬ 都民の各種スポーツ活動のメディカルサポート支援事業(士会から依頼したもの)
- ⑭ 学校での体育活動のメディカルサポート活動(士会から依頼したもの)
- ⑮ 高校野球や体育大会等のサポート(士会から依頼したもの)
- ⑯ 中学軟式野球大会のメディカルサポート支援事業(士会から依頼したもの)
- ⑰ 他職種対象の研修 企画・運営・参加(士会から依頼したもの)

地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度 (HP)

- ⑱市町村や都道府県が主催する委員会等の委員(士会から依頼したもの)
- ⑲「地域包括ケアシステム」「地域リハビリテーション」「在宅支援・自立支援」「介護予防」等をテーマとした研修会を受講し、受講を証明するもの(受講料領収書・修了証など)のコピーとレポートを提出して指定事業とする。(書式Ⅲ)
- ⑳東京都版「効果の見える生活期共通評価表(訪問版)」(書式Ⅳ)を使用して、1事例提出
その他、士会事業・活動の企画・運営に関すること

***東京都理学療法士協会から依頼書、担当部署から参加証明書を発行する。**

(2)地域活動・事業

- ①学校での体育活動のメディカルサポート活動
- ②介護予防事業
- ③市町村や都道府県が主催する委員会等の委員(例えば、介護認定審査会委員・地域包括支援センター運営協議会委員など)
- ④高校野球や体育大会等のサポート
- ⑤他職種対象の研修 企画・運営・参加
- ⑥中学軟式野球大会のメディカルサポート支援事業
- ⑦都民の各種スポーツ活動のメディカルサポート支援事業
- ⑧「地域包括ケアシステム」「地域リハビリテーション」「在宅支援・自立支援」「介護予防」等をテーマとした研修会を受講し、受講を証明するもの(受講料領収書・修了証など)のコピーとレポートを提出して指定事業とする。(書式Ⅲ)

***主催者・依頼者に参加証明書(士会書式)に記入してもらう。**

***地域包括ケア推進リーダー、介護予防推進リーダーそれぞれの登録に、1回ずつ士会指定事業への参加が必要です。**

地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度 (HP)

【今後の流れ】

(I) 導入研修を受けた者が、士会指定事業に参加してリーダー登録をする。

(1) 東京都理学療法士協会の活動・事業を士会指定事業とする場合

① 過去(25年度事業まで対象)に参加した事業について、本人から担当部署に問い合わせがある。

⇒ 担当部署は、参加者名簿、交通費や領収証等の控えから、参加の確認をする。

参加確認が取れたら、士会指定事業参加証明書(書式I-1)を作成して本人に送る。

* 証明書作成時、どちらのリーダー登録の事業か確認して、該当する方に○をつける。

⇒ 担当部署は、士会指定事業参加証明書を出した者の名簿を、保健福祉局に提出する。

② これからの事業について

⇒ 担当部署は、今後行う事業で、上記士会指定事業の対象となる事業については、参加募集をHPに掲載。

事業に参加した際に、士会事業参加証明書(書式I-1)を作成し本人に渡す。

* 証明書作成時、どちらのリーダー登録の事業か確認して、該当する方に○をつける。

⇒ 担当部署は、士会指定事業参加証明書を出した者の名簿を、保健福祉局に提出する。

(2) 東京都理学療法士協会の活動・事業以外を士会指定事業とする場合

士会の直接事業・活動以外の指定された地域活動等を士会指定事業とする場合は、その事業に参加した者が、依頼された自治体・事業所等に士会指定事業参加証明書(書式I-2 士会活動・事業以外)を出してもらい、保健福祉局に提出する。

(3) テーマ指定の研修会受講し、レポート提出を指定事業とする場合

テーマ指定の研修会を受講し、受講を証明するもの(修了証・受講料領収書など)のコピーを郵送にて、レポート(書式Ⅲ; 800~1,600字)はメールにて事業担当者(または保健福祉局)へメールにて提出する。受講日より1ヶ月を提出の期限とする。受講を証明するもののコピーとレポート提出後、担当部署より士会指定事業参加証明書を発行する。

**** 保健福祉局で、士会指定事業参加証明を受けた者の名簿を管理し、日本協会に提出する。**

地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度 (HP)

(4) 東京都版「効果の見える生活期リハビリテーション評価表(訪問版)」を使用して、1事例を提出することで士会指定事業とする。

①評価は2回行い、効果・変化がわかるか検討できるようにする。

②1回目(訪問の初回とは限定しない)の評価から、その症例の状態に合わせて、3～6ヶ月の間に2回目の評価を行う。

③プライバシーに配慮し個人情報(氏名・生年月日)を消してコピーを提出する。

④定期的に一定期間訪問に行っている利用者を事例の対象とする。

⑤2つのリーダーを取得する人は、2事例提出する。

【提出の手順】

1. 事例提出届(書式IV)に記入し、1回目の評価をした評価表のコピーとともに郵送で提出する。

2. 1の事例が届いた時点で、士会指定事業参加証明書を発行する。

3. 3～6ヶ月の間に、2回目の評価をして事例提出届と評価表のコピーを郵送で提出する。

4. 提出先：〒207-0014

東京都東大和市南街2-49-3

社会医療法人 財団大和会

東大和訪問看護ステーション

神原 舞子 宛